

ネットワークの中立性に関する懇談会（第１回）議事要旨

１ 日時：平成 18 年 11 月 15 日（水）13：30～15：30

２ 場所：中央合同庁舎第 2 号館 低層棟 1 階 第 1 会議室

３ 出席者

（１）構成員（五十音順、敬称略）

依田 高典、太田 清久、酒井 善則、菅谷 実、高橋 伸子、土屋 大洋、
林 敏彦、舟田 正之、松村 敏弘、森川 博之

（２）総務省

森 総合通信基盤局長、桜井 電気通信事業部長、谷脇 料金サービス課長、
二宮 料金サービス課企画官、鈴木 事業政策課長、大橋 データ通信課長、
渡辺 電気通信技術システム課長、今川 事業政策課企画官、
片桐 料金サービス課課長補佐、横手 同課長補佐

４ 議題

（１）ネットワークの中立性を巡る議論の現状について

（２）検討の進め方について

（３）その他

５ 議事要旨

【開催要綱について】

- 事務局提案の「開催要綱（案）」（資料 1 - 4）について、了承。

【座長の選任及び座長代理の指名について】

- 林構成員を座長に選任。また、林座長より酒井構成員を座長代理に指名。

【ネットワークの中立性を巡る議論の現状について】

- 事務局より、「ネットワークの中立性を巡る議論の現状（資料 1 - 1）」について説明。
- 自由討議における構成員からの主な発言は以下のとおり。
 - ・ ＩＰ化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会（以下「ＩＰ懇」）の中でもネットワークの中立性の議論がされたが、指定電気通信設備やドミナント規制という土俵の中での議論が中心であった。今回改めてネットワークの中立性という問題を議論する際、ネットワークは長距離バックボーンまで含めるか、ＮＴＴのＮＧＮ以外のものも含めるのか、移動体まで視野に入れるのか等、どこにフォーカスを置くのが難しい。議論が発散しないために、議論の方向性（範囲）をまず整理することが必要ではないか。

- ・ この問題は、韓国やアメリカでも議論が進んでいるが、インターネットはグローバルなものであるため、国ごとに議論し、整理することは難しいのではないかと。これまでは、インターネットコミュニティによる慣習的なルールや事業者間で分散的に結んできた取決めなどにより、ネットワークの中立性が実質的に担保されてきた。しかし、各国がそれぞれ個別に規制を制定していく場合、例えば日本の事業者が自己の動画サイトに誘導するために、米国の映像配信サイトへのアクセスを止めてしまうようなことが起きれば、国際的な問題になりかねない。そういう国際的な観点も視野に入れることが必要ではないか。
- ・ ネットワークという言葉に何が含まれるかという問題については、技術が急速に進歩している中、その定義が難しい。また、日本はアメリカやヨーロッパに先駆けて P2P 通信が増える等の新しい現象が起きていることを念頭に置いて、議論していく必要があるのではないかと。
- ・ 例えば（放送としての）CATV とインターネットを比較すると、CATV は片方向（下り）であるが、インターネットはアップリンクの通信も持っている。また、インターネットは ISP を通じてネットワークが相互接続されている。ネットワークを定義する際には、こうした違いを踏まえた議論が必要。
- ・ ネットワークの中立性の議論において、NGN の機能をどのようにオープンにしていくのかという問題について議論が必要ではないかと。
- ・ ネットワークの中立性という用語については各国で議論の中身が異なるため、その違いを確認しながら議論を進めた方がよい。また、コンテンツの蓄積等は端末側でもネットワーク側でもできるようになっていることを考えると、特定の技術でネットワークが固定されない（ネットワーク上に多様な技術が実装される）ようにすべきではないかと。
- ・ 通信ネットワークについては、新幹線（高速交通網）のように、高速大容量のネットワークを全国に構築する方向で整備が進んでいるが、ビジネスに必要なネットワークと一般家庭に必要なネットワークはそれぞれのニーズによって異なるので、ニーズに応じたネットワークの在り方を考えることも必要ではないかと。
- ・ 新幹線の例というよりは、郵便の速達や書留の話に近いのではないかと。追加料金を払えば、より高度なサービスが受けられるということではないかと。
- ・ 中立性ということについては、裏返せばどこまで差別化をしていいのかということになるのではないかと。様々な面があるが、上位レイヤーを排除する等のビ

ビジネス面での差別化については注意が必要である。

- ・ 料金に関する差別化については、相応の対価を払えば、高い品質のサービスの提供が受けられるのは仕方ないのではないかと。また、ネットワークを流れるコンテンツ等にネットワーク自身がどこまで干渉していいのかという差別化の是非の問題がある。例えばP2Pは一律禁止するのではないとして、どこまでの差別化が認め得るのかということがポイントだろう。
- ・ 個別のユーザの視点からすると、支払の負担が増えない方が良いが、技術革新が進展し、市場が今後更に拡大していく際にどこまで中立性が確保できるのか。プレイヤーの成長を意図的に阻むのではなく、潜在的に成長可能な部分まで見据えた包括的な議論をする必要がある。
- ・ 利用者の視点という言葉を使っているが、多様な利用者がいる点を意識して議論する必要がある。ネットワークの議論は、事業者間の話が主になり、コンシューマの視点が置き去りになることが多い。ユーザは多様なサービスを自由に選択できているのか、これからできるのかといったことを議論として押さえていく必要がある。コスト負担の在り方の議論については、（バンドル型の）抱き合わせ販売的なものも行われており、普通の消費財やサービスと同じ視点で議論しながら、中立性を考えていく必要があるのではないかと。
- ・ 個人の情報を提供してサービスを享受するもの（例えば映像配信サービス）では個人情報を入力すればそれに合った広告が送付されてくるが、そういった仕組みについても議論が必要ではないかと。
- ・ 事業者は、市場支配力を濫用しなければ自由にやっていいというのが原則だと思うが、中立性に対置されるのは、不当な差別的取扱いという概念であろう。事業者側でトラヒックの管理・分析ができるのであれば、特定のコンテンツについて事業者がプロバイダに費用負担を求める場合、これらのトラヒックデータにより算定根拠を示せるのではないかと。
- ・ トラヒックの管理に際し、その中身まで覗くことは技術的に可能かもしれないが、実際にトラヒックの中身を分析するという行為が認められるのかどうかという議論もあるだろう。
- ・ アメリカにおけるネットワークの中立性の議論は、ネットワークに負荷がかかる場合に（受益度に応じて）公平に費用を負担してもらおうということが出発点だったが、最近では、特定のサイトへのアクセスを（通信事業者等が）制限すべきではないという合衆国憲法修正第一条（表現の自由）の議論になっている。

る面がある。

- ・ 中立性とは何かを抽象的に議論するのではなく、個別の問題ごとに中立性とは何かということを考えていくのが生産的である。インフラに大きな負荷をかけている人に多くのコストを負担してもらうという議論については、中立性と経済合理性を分けた議論が必要であり、透明性を確保した上で追加コストを負担してもらうのであれば中立性には反しないのではないか。

【懇談会の進め方について】

- 事務局提案の「ネットワークの中立性に関する懇談会における検討の進め方について（案）」（資料１—２）について説明し、了承を得た。

【その他】

- 第２回会合は、１２月中旬を予定。

以上